

くらしと協同の本

鍋谷 州春 著

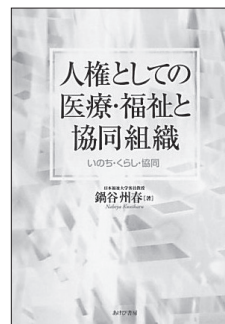
『人権としての医療・福祉と協同組織 —いのち・くらし・協同—』

【BookData】

発行 あけび書房 2012 年 1 月 283 ページ

値段 2,400 円 + 消費税

ISBN : 978-4871541077



評者：鈴木 勉 (佛教大学社会福祉学部教授)

困難を解決する道具としての協同組合

いきなり私的な話題で恐縮だが、ここ数年来、名古屋市南部に拠点に置き、隣接自治体などでも活発に医療・福祉事業を展開している南医療生協に度々出かけている。昨秋はコープしがの役職員とともに、今年3月の末には、当研究所のスタディ・ツアーで訪問したところである。

南医療生協の何が、私を惹きつけるのであろうか。一度そう問われて、「南医療生協の組合員活動・事業をみると、協同組合が組合員の健康不安やくらしの困難を組合員自らが解決する『学びと喜びのツール』としてあることが実感できるからだ」と答えたことがある。

今春、当研究所が主催したスタディ・ツアーに参加した生協の組合員・職員の感想を引用すると、「とにかく組合員が輝いているのが第一印象」「生協の原点を感じられる活動であり、組合員自らが暮らしの中で、自分がどうありたいのか、どうしたいのかを考え、仲間をつくり、みんなでつくっていくことの大切さや実現の可能性を感じた」「組合員さんが『施設づくりをしても一休みすることなく、楽しくて次に向かって動きたくなる活動』と言っているのを聞き、南医療生協が組合員の学びと育ちの喜びの場であることを感じられた」「組合員の活動がまちづくりにつながっている」などである。

家族団欒という言葉があるが、地域団欒とい

う造語を生みだし、さらには、同生協の医療・福祉実践に感銘を受けた小池征人監督によって「だんらんにつぼん 愛知・南医療生協の奇跡」という映画も製作されたので、ついでながら紹介しておきたい。

本書を読み終えて感じるのは、著者の鍋谷さんが協同組合や協同組織を調査するのは、調査を通して、南医療生協を視察した私たちと同様の実感を得ているからであり、これを伝えたいという熱い思いが、この本に結実していると感じる。

本書の紹介

「本書は、私が1998年から2011年までの12年余行ってきた医療・福祉事業に携わるすべての協同組織の定量的全国調査と質的調査に基づき、医療・福祉の実態と人権としての医療・福祉の課題を考察し提示することを目的としている」。これは本書「はじめに」の冒頭部分の引用であるが、本書の主旨を端的に示している。

これまで、個別協同組合の福祉事業に関する調査研究は何点かあげられるが、現時点における、各種の協同組織による医療・福祉事業の全体像を明らかにした研究は本書が初といえ、貴重なデータとなっている。

紙幅の制限があるので、以下本書の章立てのみに紹介する。序章「協同とは人権とは」、第

1章「人権と協同組織の歴史性」、第2章「協同組織が開設する医療・福祉事業全国調査」、第3章「介護福祉労働の変容と医療荒廃下での健康と生命」、第4章「医療・福祉の連携と統合の連続性」、第5章「公的制度と相談機能、多様な生活ケアの複合」、第6章「協同組織による地域づくり活動調査」、第7章「協同組織の人的結合と事業展開の検証」、第8章「協同組織での専門職の固有の役割と協同」、第9章「人権としての医療・福祉と協同組織の課題」、補章「東日本大震災復興・復興と協同の課題」の計11章から成り立っている。

もともと本書は2011年の春に出版予定だと聞いていたが、「3・11」に遭遇して新たに補章を立て、その執筆のために発刊が延びて今春になったという。補章では、「disastercapitalism」（危機便乗型資本主義）（ナオミ・クライン『ショック・ドクトリン』岩波書店、参照）ともいべき経団連の「復興構想」に対して、協同組織による「（復興の）国民的アプローチ」を提示しており、補章はそれ自体独立した論考として位置づけられる。

「人権としての医療・福祉」という提起

本書の特徴は何か。その1つは、2000年に発足した介護保険制度に始まり、2006年の障害者自立支援法、そして現在は保育領域に導入されようとしている「福祉の準市場化」（第3章参照。その内容は「国家管理の福祉市場化」といえる）にみられるような、医療・福祉領域における新自由主義「構造改革」に、「人権としての医療・福祉」の視点を対置して政策分析している点である。

一部の協同組合は、介護保険制度を新自由主義改革の所産とはとらえず、無批判に受け入れ、その推進者だった事実がある。著者は、介護保険制度が採用した契約制度とは、利用者個人が所有する貨幣と事業者が提供するサービス商品との「交換」を指し、それは公共サービスの領域に資本主義的な「市場交換性」がもち込まれたことであると鋭く批判し、「生存権的公共性」

を擁護する立場から医療・福祉の政策原理を提示するとともに、それを担う協同組織の課題を人間発達の側面からも検討している点が注目される（第9章）。

「ともに働く」集団としての協同組織

本書の第2の特徴は、書名からしてもそうだが、検討の対象を協同組合に限定せず、広く「協同組織」としている点にある。

この点では、わが国の協同組合研究においても、「協同組合は協同の歴史的形態・制度の一つ」（山田定一）、「社会運動が協同運動としての性格を強めつつある時、（中略）既存の協同組合イメージにとらわれる必要はない」（田中秀樹）などを引用し、どのような法人形態をとっているにせよ、協同組合的な性格を有する組織を協同組織と位置づけて本書の対象としている。

評者はもともと福祉政策の研究を行ってきた者であり、協同組合研究は新参者であるが、最初に知ったのは、協同組合とは「ともに働く」（co-opera）を語源としている組織であるということであった。その頃、各地の障害者共同作業所と生協の提携活動・事業について調査していたが、「共同作業所」はその名称が示しているように、協同組合的な原理をもつ組織の一つであると把握する視野を与えられた。

今年に国連が提起した「国際協同組合年」であり、協同組合はその推進のために多様な活動を展開している。しかし、評者の印象では、活動の範囲が協同組合と法認されている団体に限定されている感がある。

つまり、わが国の「国際協同組合年」の取り組みは、NPO法人や社会福祉法人、医療法人、その他の法人のうち、協同の原理をもつ組織への広がりや欠けているのではないかという危惧である。著者の鍋谷さんが言うように、これら諸組織を協同組織として把握し、国民生活を守る「協同組織の協同」を促進する必要は、医療・福祉の領域に限らず、重要な論点になっていると思う。